

目

次

	頁
第 1 2 6 号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	26
第 1 2 7 号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	28
第 1 2 8 号議案 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	33
第 1 2 9 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	39
第 1 3 0 号議案 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例	42
第 1 3 1 号議案 特定都市河川浸水被害対策法施行条例	43
第 1 3 2 号議案 埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	45
第 1 3 3 号議案 埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例	46
第 1 3 4 号議案 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	47

第二百二十六号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表県民生活部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ ロ以外の場合

二千三百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合(以下この号において「電子情報処理組織により申請をする場合」という。))にあつては、千九百円)

ロ 旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合

四千三百円(電子情報処理組織により申請をする場合にあつては、三千九百円)

別表危機管理防災部の項第三十七号中「(平成十四年法律第五十一号)」を削る。

別表保健医療部の項第四十二号中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許手数料」に、「七千円」を「二万千八百円」に改め、同項第四十三号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第四十四号中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表保健医療部の項の改正規定及び附則第三項の規定 令和七年三月一日
- 二 別表県民生活部の項及び危機管理防災部の項の改正規定並びに附則第二項の規定 令和七年三月二十四日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項第一号の規定は、当該規定の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にさ

れた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。次項において「改正法」という。）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前的大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第六条第三項の規定に基づく登録事項の変更に係る改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四十三号の規定の適用については、同号中「第一種大麻草採取栽培者の」とあるのは「大麻草採取栽培者の」と、「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」とあるのは「大麻草採取栽培者登録変更手数料」とし、同法第七条第三項の規定に基づく免許証の再交付に係る改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四十四号の規定の適用については、同号中「第一種大麻草採取栽培者免許証の」とあるのは「大麻草採取栽培者免許証の」と、「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」とあるのは「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」とする。
（大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う準備行為に係る手数料）
- 4 改正法附則第七条の規定による申請に係る手数料は、改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四十二号の規定の例により徴収することができる。

令和六年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

旅券法施行令の一部改正を踏まえ、一般旅券発給手数料の額を改定し、及び大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、大麻草採取栽培者免許手数料の額を改定する等したいので、この案を提出するものである。

第二百二十七号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄2中「及び第三項」の下に「、第三百三十七条の十二第六項及び第七項」を加える。

別表第二十六項第五号市町村の欄中「戸田市」の下に「、志木市」を加える。

別表第百項市町村の欄中「加須市」を「行田市、加須市」に改める。

別表中第百十六項を第百十七項とし、第百六項から第百十五項までを一項ずつ繰り下げ、同表第百五項第四号事務の欄中「第五十六条の五第一項第二号」の下に「、第五十六条の七第四項第三号」を加え、同項第五号事務の欄1中「及び第五十六条の七第六項」を「、第五十六条の七第六項及び第五十六条の八第四項」に改め、「第五十六条の五第一項第二号」の下に「、第五十六条の七第四項第三号」を加え、同項を同表第百六項とし、同表中第百四項を第百五項とし、第百三項を第百四項とし、第百二項を第百三項とし、第百一項の次に次の一項を加える。

102	
<p>一 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第十八条第一項の規定による認可（同条第 二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イに掲げる土地のうち四ヘクタールを超える土地又は同号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。）</p> <p>2 法第十八条第七項の規定による通知及び公告（1の認可に係るものに限る。）</p>	<p>行田市、羽生市、入間市、越生町、川島町、寄居町</p>
<p>二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第十八条第一項の規定による認可（同条第 二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イに掲げる土地のうち四ヘクタールを超える土地又は同号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。）</p> <p>2 法第十八条第七項の規定による通知及び公告（1の認可に係るものに限る。）</p>	<p>さいたま市、川口市</p>

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中第百十七項を第百十八項とし、第九十四項から第百十六項までを一項ずつ繰り下げ、第九十三項の次に次の一項を加える。

94	<p>特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。） 特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和六年埼玉県条例第 号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為に係る面積が一ヘクタール未満であるもの）に限り、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二号）第三条の許可に係るものを除く。）</p> <p>1 法第三十条、第三十七条第一項及び第三十九条第一項の規定による許可</p> <p>2 法第三十一条第一項、第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定による申請書の受理</p> <p>3 法第三十四条（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与</p> <p>4 法第三十五条（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議</p> <p>5 法第三十六条第二項（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知</p> <p>6 法第三十七条第三項及び第三十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>7 法第三十八条第二項の規定による検査</p> <p>8 法第三十八条第三項の規定による標識の設置</p> <p>9 法第三十八条第六項の規定による損失の補償</p> <p>10 法第三十八条第七項の規定による協議</p> <p>11 法第三十八条第八項の規定による裁決の申請</p>	<p>熊谷市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、吉川市、宮代町、松伏町</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

<p>12 法第四十一条第一項の規定による許可の取消し及び条件の変更並びに命令</p> <p>13 法第四十一条第二項の規定による措置及び公告</p> <p>14 法第四十一条第三項の規定による公示</p> <p>15 法第四十二条第一項の規定による立入検査</p> <p>16 法第四十三条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の徴収並びに助言及び勧告</p> <p>17 1 から16までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第九十六項事務の欄中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同欄1中「第四条第一項及び第五条第一項」を「第六条第一項及び第七条第一項」に改め、同欄2中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同欄3中「第七条第二項」を「第九条第二項」に改め、同欄4中「第二十六条」を「第二十九条」に改める。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第九十項第一号事務の欄3中「第十三条第二項」の下に「、第十九条の第二項」を加え、同欄中18を19とし、7から17までを8から18までとし、6の次に次のように加える。

7 法第十九条の二第一項の規定による承認

別表第九十項第二号事務の欄2中「第六十九条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同欄6を削り、同欄5中「第六十六条」を「第六十七条」に改め、同欄中5を6とし、同欄4中「第六十五条」を「第六十六条」に改め、同欄中4を5とし、同欄3中「第五十八条第一項及び第六十七条第三項」を「第五十九条第一項及び第六十八条第三項」に改め、同欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第五十七条第二項及び第三項、第六十八条第二項並びに第七十一条第一項の規定による届出の受理

別表第九十項第二号事務の欄7中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同

欄8中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

第五条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十一項第一号事務の欄6中「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同欄12中「18」を「19」に改め、同欄15中「19」を「20」に改め、同欄19中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に、「18」を「19」に改め、同欄19を20とし、同欄18中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄18を19とし、17の次に次のように加える。

18 法第五十一条第三項の規定による公表（16の事務に係るものに限る。）

別表第三十一項第二号事務の欄6中「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同欄9中「15」を「16」に改め、同欄12中「16」を「17」に改め、同欄16中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に、「15」を「16」に改め、同欄16を17とし、同欄15中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄15を16とし、14の次に次のように加える。

15 法第五十一条第三項の規定による公表（13の事務に係るものに限る。）

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 令和七年七月一日

二 第三条の規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行の日

三 第四条の規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日

四 第五条の規定 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日

2 この条例（第一条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和六年十二月二日提出

埼玉県知事

大野元裕

提案理由

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二百二十八号議案

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第一章 関係条例の一部改正（第一条―第九条）

第二章 経過措置

第一節 通則（第十条・第十一条）

第二節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に伴う経過措置（第十二条―第十四条）

第三節 その他（第十五条）

附則

第一章 関係条例の一部改正

（埼玉県吏員恩給条例の一部改正）

第一条 埼玉県吏員恩給条例（昭和八年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ニ規定スルモノノ外刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合及同法第二十七条の七第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合ニ於ケル退隠料及増加退隠料ノ停止ニ付テハ恩給法第五十八条ノ二ノ規定ニ依ル普通恩給及増加恩給ノ例ニ依ル

第三十五条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前二項ニ規定スルモノノ外刑法第二十七条第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合及同法第二十七条の七第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合ニ於ケル扶助料ノ停止ニ付テハ恩給法第七十七条ノ規定ニ依ル扶助料（同条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ例ニ依ル

第五十八条第一項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「（明治四十年法律第四十五号）第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

（特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第三条第二項第二号及び第三号並びに第四条第五項第二号

二 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）第四条第二項第二号及び第三号並びに第六条第四項第二号

（集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

第三条 集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第四条 職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部改正）

第五条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第十九条の二第三号及び第四号並びに第十九条の三第一項第一号及び第三項第一号

二 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第十二条の三第三号及び第四号並びに第十二条の四第一項第一号及び第三項第一号

三 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）第十六条第一項第一号及び第五項第二号、第十七条の見出し及び同条第一項第一号、第十八条第一項第一号並びに第二十条第四項

四 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年

埼玉県条例第六十号）第六条第一号ロ

（埼玉県立自然公園条例等の一部改正）

第六条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 埼玉県立自然公園条例（昭和三十三年埼玉県条例第十五号）第三十五条及び第三十六条

二 埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）第十二条並びに第十三条第五項及び第六項

三 埼玉県自然環境保全条例（昭和四十九年埼玉県条例第四号）第二十九条及び第三十条

四 埼玉県土採取条例（昭和四十九年埼玉県条例第六号）第十九条第一項

五 埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）第二十八条

- 六 埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第二十八号から第二十八号の三まで
 - 七 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）第十九条
 - 八 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成六年埼玉県条例第四十二号）第十条第一項
 - 九 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）第二十一条
 - 十 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成十二年埼玉県条例第十一号）第四十条及び第四十一条
 - 十一 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第四十一条
 - 十二 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第三十八号から第四十条まで
 - 十三 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十八条及び第二十九条
 - 十四 埼玉県砂防指定地管理条例（平成十五年埼玉県条例第四十五号）第九条
 - 十五 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第二十五条及び第二十六条
 - 十六 埼玉県統計調査条例（平成二十年埼玉県条例第六十号）第十四条第一項、第十五条及び第十六条
 - 十七 埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三十二条第一項及び第三十三条
 - 十八 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第二十条から第二十二号まで
 - 十九 埼玉県行政不服審査会条例（平成二十七年埼玉県条例第六十四号）第七条
 - 二十 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第二十二号）第四十八条
 - 二十一 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和二年埼玉県条例第二十九号）第十四条
 - 二十二 個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号）第二十四条並びに附則第三条第三項及び第四項並びに第五条第二項
- （埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）
- 第七条 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（埼玉県生活環境保全条例の一部改正）

第八条 埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条及び第二百五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十七条及び第二百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の一部改正）

第九条 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条及び第三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二章 経過措置

第一節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第十一条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せ

られた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第二節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に伴う経過措置

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十九条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）（同条例第十九条の四第五項及び第二十一条第七項（学校職員）の給与に関する条例第十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例第十二条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）（同条例第十二条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十六条第一項及び第五項、第十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第二十条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第三節 その他

（経過措置の規則への委任）

第十五条 この章に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

令和六年十二月二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものである。

第二百二十九号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中レを削り、ソをレとし、ツからムまでをソからラまでとし、同表第三項中へを削り、トをへとし、チからヲまでをトからルまでとし、同表第四項中ルをヲとし、ニからヌまでをホからルまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 高精度3Dスキャナ	一時間	二、二二〇円
-------------	-----	--------

別表第一第一号の表第五項中ネを削り、ナをネとし、ラからクまでをナからオまでとし、同表第七項中ヲを削り、ワをヲとし、カからソまでをワからレまでとする。

別表第二第一号の表第二項中

(7) 摩耗強さ試験	一試料	八五〇
(8) 滑脱抵抗試験	一試料	一、〇七〇
一項目	一項目	

を
(7) 摩耗強さ試験
一試料
八五〇円
に、

円	円
---	---

(9) ぬれ	(8) 粒度	(7) 食品 験	(6) 防水	(5) 収縮	(4) ピリ	(3) 織度
--------	--------	-------------	--------	--------	--------	--------

試験	一試料	五六〇円
一項目		

(3) ピリング試験

一試料

ング試験	一試料	八四〇円
率試験	一試料	七九〇円
度試験	一試料	七六〇円
材料等の物性試験	一試料	四、六八〇円
分布試験	一試料	五、三三〇円
性試験	一試料 一測定	三、三〇〇円 (一測定を増すごとに九三〇円を加える。)

を

(4) 収縮率試験	一試料	一項目
(5) 防水度試験	一試料	一項目
(6) 食品材料等の物性試験	一試料	一項目
(7) 粒度分布試験	一試料	一項目
(8) ぬれ性試験	一試料	一測定

八四〇円
七九〇円
七六〇円
四、六八〇円
五、三三〇円
三、三〇〇円
(一測定を増すごとに九三〇円を加える。)

に、

(2) 溶剤による試験	一試料	五二〇円
(3) 耐光性試験	一試料 一項目	九八〇円 (一〇時間までを増すごとに七五〇円を加える。)

を

(2) 耐光性試験	一試料	九八〇円
内)	一項目	(一〇時間までを増すごとに七五〇円を加える。)

に改め、同表第三項中

(8)

非接触三次元測定機 による測定	一試料 一測定	一五、五〇〇円 （一測定を増す ごとに五、七八 〇円を加える。）
	を	
(8) 非接触三次元測定機 による測定		
(9) 高精度3Dスキャナ による形状測定		

一試料 一測定	一五、五〇〇円 （一測定を増す ごとに五、七八 〇円を加える。）
一時間	五、四一〇円 （一時間を増す ごとに四、五四 〇円を加える。）

に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表第一項、第三項、第五項及び第七項並びに別表第二第一号の表第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和六年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止したいので、この案を提出するものである。

第三百十号議案

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この条例は」の下に「、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定により国土交通大臣が定める河川整備基本方針に基づく知事の管理する河川及び当該河川が接続する河川の整備が完了するまでの間において」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年十二月二日提出

埼玉県 知事 大野 元裕

提 案 理 由

中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、当該流域内において引き続き適用される埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例と同法について、雨水流出抑制対策に対する目的の違いを明確化したいので、この案を提出するものである。

第三百三十一号議案

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
 - 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあつては、規模）及び構造の概要
 - 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
 - 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
 - 六 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
 - 二 保全調整池の容量及び構造の概要
 - 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
 - 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
 - 五 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- 二 貯留機能保全区域の位置

三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
四 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年七月一日から施行する。

令和六年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

中川、綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法の規定により設置する標識の基準を定めたいので、この案を提出するものである。

第百三十二号議案

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二十二円五十三銭」を「三十円四十八銭」に改め、同項第二号中「二十九円二十九銭」を「三十九円六十二銭」に改め、同項第三号中「四十五円五銭」を「六十円九十六銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

令和六年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

工業用水道事業の健全な経営を図るため、工業用水道料金の額を改定したいので、この案を提出するものである。

第百三十三号議案

埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水料金徴収条例（昭和四十三年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「六十一円七十八銭」を「七十四円七十四銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に供給した水道用水の料金の額については、なお従前の例による。

令和六年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

水道用水供給事業の健全な経営を図るため、水道用水料金の額を改定したいので、この案を提出するものである。

第百三十四号議案

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ(1)中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同号イ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等（同法第一百一条第一項に規定する免許証等をいう。以下この表において同じ。）」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号イ(3)中「四千円」を「三千九百円」に改め、「試験」の下に「（以下この号において「技能試験」という。）」を加え、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同号ロ(1)中「千七百五十円」を「千九百円」に改め、同号ロ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ロ(3)中「二千五百五十円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千五百円（技能試験）」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に改め、同号ハ(1)中「千七百五十円」を「千八百五十円」に改め、同号ハ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ハ(3)中「二千六百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に改め、同号ニ(1)中「千九百円」を「千八百円」に改め、同号ホ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ホ(3)中「四千八百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に改め、同号ヘ(1)中「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ヘ(2)中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同号ヘ(3)中「二千九百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同表第四号のニイ中「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に改め、同号ロ中「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表第五号事務の種別の欄中「第九十二条第一項」の下に「又は第九十五条の第二十一項」を加え、「運転免許証」を「免許証（同法第九十二条第一項に規定する免許証をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号中「運転免許証交付手数料」を「免許証交付手数料」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証

(1) 同法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合のうち(2)に掲げるものの以外のも

二千三百五十円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この号及び第六号の二において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、二千五百十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(2) 同法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合のうち道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（第六号の二において「特定試験免除者」という。）に係るもの
二千五百円（複数免許取得者に対する交付にあつては、千九百円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(3) 同法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合

二千五百五十円

ロ 仮運転免許に係る免許証

千五百円

別表第七号の表第六号事務の種別の欄中「運転免許証」を「免許証」に改め、同号中「運転免許証再交付手数料」を「免許証再交付手数料」に改め、同号イ中「運転免許証」を「免許証」に、「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同号ロ中「運転免許証」を「免許証」に、「千五百円」を「千五十円」に改め、同表第六号の四中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号を同表第六号の五とし、同表中第六号の三を第六号の四とし、同表第六号の二中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千五百円」に改め、同号を同表第六号の三とし、同表第六号の次に次の一号を加える。

六の二 道路交通法第九十五条の二第三項の規定に基づく特定免許情報（以下この号において「特定免許情報」という。）の記録又は同法第十五条の三の規定により読み替えて適用	特定免許情報記録手数料	イ 特定免許情報の記録 (1) 同法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合の記録のうち(2)に掲げるもの以外のもの 千五百五十円（複数免許取得者に係る記録にあつては、千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

する同法第九十二条第二項の規定若しくは同法第百六条の四第二項の規定に基づく免許情報記録（同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）の書換え

(2) 同法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合の記録のうち特定試験免除者に係るもの

千三百五十円（複数免許取得者に係る記録にあつては、千五百円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(3) 同法第百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この号及び第十二号において「更新時不交付申出」という。）をする場合 八百円

(4) 同法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 千五百円（同法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）

ロ 同法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え

千五百五十円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び同法第九十五条の二第四項に規定す

る免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この号において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては百円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては千三百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

別表第七号の表第八号イ中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に改め、同号イただし書中「二千三百五十円を」を「二千九百五十円を」に、「五百円を」を「五百五十円を」に改め、同号イ(1)中「四千元」を「三千八百円」に改め、同号イ(2)中「六千七百元」を「六千三百五十円」に改め、同号イ(5)中「二千三百五十円」を「二千六百元」に改め、同号ロ中「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に改め、同号ロただし書中「三百円」を「三百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号ロ(2)中「六千円」を「六千二百五十円」に改め、同号ロ(5)中「千九百元」を「千八百五十円」に改め、同号ロ(6)中「二千五十円」を「二千円」に改め、同号ハ中「一万四千七百元」を「一万四千四百五十円」に改め、同号ハただし書中「千円を」を「千三百五十円を」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同号ハ(1)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同号ハ(2)中「千二百円」を「千九百元」に改め、同号ハ(5)中「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ハ(6)中「二千五百五十円」を「二千四百円」に改め、同号ニ中「二万千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同号ニ(1)中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同号ニ(2)中「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同号ニ(3)中「三千七百元」を「三千七百五十円」に改め、同号ニ(4)中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表第十号イ中「一万四千五百五十円」を「一万五千円」に改め、同号イただし書中「二千四百円」を「三千円」に、「百五十円」を「二百円」に改め、同号イ(1)中「四千元」を「三千八百円」に改め、同号イ(6)中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同号ロ中「一万千八百五十円」を「一万二千元」に改め、同号ロただし書中「九百元」を「九百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号ハ中「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に改め、同号ハただし書中「千円」を「千三百五十円」に、「百五十円を」を「五十円を」に改め、同号ハ(1)中「千二百五十円」を

「千二百円」に改め、同号ハ(4)及び(5)中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同号ニ中「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同号ニただし書中「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同号ニ(1)中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同号ニ(2)中「二千五十円」を「二千百円」に改め、同号ニ(3)中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表第十一号イ中「千九百円」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に改め、同号ロ中「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同号ハ中「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に改め、同号ニ中「千円」を「千百円」に改め、同表中「運転免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

イ 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受け
る場合を除く。）

(1) 同法第一百一条の二の二第一項の規定による經由地公安委員会を經由し
て行う更新申請書の提出（以下この号において「經由申請」という。）
をする場合 二千七百五十円

(2) 更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。） 千三百円

(3) 經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 二千八百五十円

ロ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受け
る場合を除く。）

(1) 經由申請をする場合であって、同法第一百一条の二の二第三項の規定に
よる申出（以下この号及び次号において「經由地書換申出」という。）
をするとき 千円

(2) 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき 千九百五十円

(3) 經由申請をしない場合 二千百円

ハ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新

(1) 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をするとき 二千五百円

(2) 經由申請をする場合であって、經由地書換申出をしないとき 二千八百五十円

(3) 經由申請をしない場合 二千九百五十円

別表第七号の表第十二号の二中「運転免許証」を「免許証等」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

イ 經由地書換申出をする場合	千七百円
ロ 經由地書換申出をしない場合	七百五十円

別表第七号の表第十二号の三中「第四百四条の四第六項（同法第五百五条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五百五条の二第二項」に、「千円」を「千五百円」に改め、同表第十二号の四中「第四百四条の四第七項（同法第五百五条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五百五条の二第五項」に、「（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に、「千円」を「千五百円」に改め、同号を同表第十二号の五とし、同表第十二号の三の次に次の一号を加える。

十二の四 道路交通法 第五百五条の二第四項 の規定に基づく運転 経歴情報の記録	運転経歴情報記 録手数料	九百円（同法第五百五条の二第二項の規定に基づく運転経歴証明書の交付又は同法第五百五条の二第五項の規定による道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十一第一項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）
--------------------------------------------------	-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第七号の表第十三号中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表第十四号イ中「七百五十円」を「八百五十円」に改め、同号ロ中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同号ニ(2)中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同号ニ(3)中「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同号ホ(1)中「四千三百円」に改め、同号ホ(2)中「四千円」を「四千二百円」に改め、同号ヘ中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同号ト中「三千百円」を「三千二百円」に改め、同号チ中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同号リ中「七百五十円」を「九百円」に改め、同号ヌ(1)中「二千五百円」を「二千三百円」に改め、同号ヌ(2)中「二千五十円」を「二千五百円」に改め、同号ヌ(3)中「二千七百円」を「二千八百五十円」に改め、同号ヌ(4)中「二千五百五十円」を「二千七百円」に改め、同号ヌ(5)中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ルを次のように改める。

ル 同法第八十条の二第二項第十一号に掲げる講習	(1) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に
-------------------------	-------------------------------------

対する講習

五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この号において「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）

(2) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習

八百円（オンライン講習にあつては、二百円）

(3) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下この号及び次号において「講習規則」という。）第八条第一項で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この号において同じ。）でないものに対する講習

千四百円

(4) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習

八百円（オンライン講習にあつては、二百円）

別表第七号の表第十四号ヲ(1)中「六千四百五十円」を「六千六百元」に改め、同号ヲ(2)中「二千九百元」を「二千九百五十円」に改め、同号ヲ

ワ 同法第八号の二第二項第十三号に掲げる講習

(1) 自動車等（これに準ずるものとして講習規則第八条第二項で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この号において「実車等指導」という。）を含む講習

一万二千九百元

(2) 実車等指導を含まない講習

九千三百五十円

別表第七号の表第十四号カ中「二千二百五十円」を「二千六百元」に改め、同号ヨを次のように改める。

ヨ 同法第八号の二第二項第十五号に掲げる講習

講習一時間につき

二百円

別表第七号の表第十四号金額の欄に次のように加える。

タ 同法第八号の二第二項第十六号に掲げる講習

講習一時間につき

二千五十円

別表第七号の表第十五号イ中「運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下この号において「講習規則」という。）を「講習

規則」に、「六千四百五十円」を「六千六百元」に、「二千九百元」を「二千九百五十円」に改め、同表第十六号中「九百元」を「千円」に改め、同表第十七号中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表備考中「運転免許証」を「免許証」に改める。

別表第八号を次のように改める。

八 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）に基づく手数料

事務の種別	名称	金額
自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項の政令で定める書面の交付又は同項ただし書の政令で定める通知の申請に対する審査	保管場所確保証明書書面交付申請等手数料	二千百円

附 則

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第八号の改正規定及び次項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 別表第八号の改正規定の施行の日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十五号）第四条第一項ただし書の政令で定める通知の申請をした者に対する改正後の別表第八号の規定は、当該通知の日が当該施行の日以後である場合について適用し、当該通知の日が当該施行の日以前である場合については、なお従前の例による。

令和六年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

道路交通法等の一部改正に伴い、特定免許情報記録手数料等の額を定め、及び保管場所標章の交付又は再交付の手数料の定めを廃止する等したいので、この案を提出するものである。